

人財育成を考えている中小企業様に朗報！



～助成金を活用して人材育成を～

東京都では、『新型コロナウイルス感染症緊急対策』として、中小企業を対象に休業や在宅勤務を余儀なくされている従業員に対して、eラーニングを含むオンライン利用した人財育成に係る経費の一部を助成しています。ぜひ、この機会に従業員の方々の職業能力開発にぜひ、ご活用ください。

- 詳細は[こちら](https://www.japan-project-solutions.com/online-training-consultation)：オンライン研修/アフターコロナの人財育成計画等 無料相談窓口
(<https://www.japan-project-solutions.com/online-training-consultation>)

<参考>

【Tokyoはたらくネット】<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/e-learning/>

<よくある質問>

Q1：助成額は？上限はありますか？

助成金の額及び助成額は次の通りです。なお、**都の予算の範囲**で交付されることになっています。

1. 助成額：

助成対象経費の5分の4

2. 助成限度額：

1. 助成対象事業者が交付申請できる金額は32万円が上限になっています。

(交付決定前に交付新鋭を取り下げた部分は除きます。)

注意：申請は1回に限られています。

Q2：助成対象経費とは何ですか？

1. 助成対象経費：

(1) 受講料

教育機関等がeラーニングを提供する価格を公表しており、以下の①②のどちらかに該当するものです。

①1講座及び1人当たりの受講料が定められているもの

②一定期間の受講料が定められており、期間内に複数の講座が受講できるもの(定額制)

(2) 訓練に付随するID登録料

教育機関等への受講申込みや受講開始時に受講者のIDを登録するために必要な料金等

(3) 訓練に付随する管理料

中小企業等が受講状況を等を確認するために必要な運営等の料金 等

2. 助成対象外経費

- (1) パソコンやオンライン機器類等の機器、設備の購入費用 等
- (2) インターネット回線使用料、通信料 等
- (3) 消費税
- (4) 振込手数料 等

Q3：中小企業の定義は？

以下、2つの要件に該当していればOKです。

1. 以下の①②に該当する企業又は個人

①中小企業の要件を満たしていること（資本金額又は従労働者数のいずれか一方（又は双方）に該当するもの。

産業分類	資本金の額又は出資の総額	企業全体の常用労働者数
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

②みなし大企業でないこと

大企業とは、中小企業の要件を満たさない法人のことをいい、みなし大企業とは次のいずれかに1つでも該当する場合をいいます。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・ その他大企業が実質的に経営を支配する力を有していると考えられる。

例：大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合 など

(注) 外国法人及び特別法（医療法、社会福祉法、学校教育法、農業組合法、特定非営利活動促進法等）に基づき設置されている法人等は申請できません。